

御天守一重

御天守一重

〇三子九百三拾六挺

鉄砲

惣高四千九百三挺之内
一三千九百三拾六挺

鉄砲

〇三盾七枚

鉄盾

一三拾七枚

鉄盾

〇四包

一四包

〇二百八拾八本

鐘

高九百八拾本之内
一八百四拾八本

鐘

〇一五拾式

鐘鞆鳥毛

一五拾式

鐘鞆鳥毛

〇一式拾九本

大旗竿

一式拾九本

大旗竿

〇五拾本

同横手竿

五拾本

同横手竿

〇百壹本

同横手金

百壹本

同横手金

〇一式百六拾三貫式百目

硫黄

一式百六拾三貫式百目

但入物式拾八

古帳面四貫式百目過

〇一三百七拾貫三百目

焰硝

一三百七拾貫三百目

焰硝

但入物三拾六

古帳面二八貫七百目不足

〇一三拾壹万六千四百六拾五

鉄砲玉

高九拾万式百拾四之内
一三拾壹万六千四百六拾五

鉄砲玉

〇三拾万九千七百五拾七

四刃式分玉

三拾万九千七百五拾七

四刃式分玉

鉛

〇千九百拾五

三刃五分玉

千九百拾五

三刃五分玉

同

〇四千七百九拾三

式刃八分玉

四千七百九拾三

式刃八分玉

同

右八箱五拾、かます八拾九二入

御天守二重

御天守二重

〇一八百七拾七

鉄砲袋

高千六百六拾三之内
一八百七拾七

鉄砲袋

〇一千八百式拾八

とうらん

高式千式百三拾式之内
一千八百式拾八

とうらん

〇一三万九千八百八拾六

早合

高四万式百拾三之内
一三万九千八百八拾六 早合

〇一三千八百六拾三

口薬入

高四千八百式拾三之内
一三千八百六拾三 口薬入

〇一七拾五

赤銅合 薬拾五刃入

一七拾五 赤銅合 薬拾五刃入

〇一四拾四揃

鑄形

一四拾四揃 鑄形

〇一七拾四

鑄鍋

一七拾四 鑄鍋

〇一十式百四拾式

腰当

一十式百四拾式 腰当

〇一十式百七拾六本

矢根

一十式百七拾六本 矢根

〇一十式百七本

鑪ノ身

一十式百七本 鑪ノ身

〇一十式百七拾五本

箱入之矢

高拾万七千七百三拾壹本之内
一十式百七拾五本 箱入之矢

〇一六千八百四拾五本

数矢

高拾万七千七百三拾壹本之内
一六千八百四拾五本 数矢

〇一五拾領

具足

高式百式拾八領之内
一五拾領 具足

〇一八拾九丁

木刀

一八拾九丁 木刀

〇一三拾壹丁

鎌

一三拾壹丁 鎌

〇一五拾八

玉薬箱

一五拾八 玉薬箱
同棹七拾五本

〇一千四百七筋

高式百五拾五種之内

弓弦

一千四百七筋

くすね草三拾式有

弓弦

〇一九千九百七拾式筋

高式百五拾五種之内

火繩

一九千九百七拾式筋

火繩

〇一百拾穂

高式百五拾五種之内

鞆箱入

一百拾穂

鞆箱入

〇一拾三本

指物竿

一拾三本

指物竿

〇一四百八拾壹張

高式百五拾五種之内

弓

高式百五拾五種之内

一四百八拾壹張

弓

〇一百四拾五穂

高式百五拾五種之内

懸鞆

高式百五拾五種之内

一百四拾五穂

懸鞆

〇一百九拾九具

鍬

一百九拾九具

鍬

御天守三重

御天守三重

〇一三万九千三拾三本

高式百五拾五種之内

数矢

高式百五拾五種之内

一三万九千三拾三本

数矢

已上

已上

* 出題資料は、個人蔵・当館寄託資料です。

(資料番号：HK013026)

○展示(出題)資料 全体

御城付御兵具點檢之次第

御走長屋

高四千九百三挺之内
一 式拾壹挺

石火矢

五挺ハ宰相様御筒之他
拾六挺ハ式部少輔様御筒之由

三拾五
八本
三本
拾五本

同入子内拾四 御天守二在之
同九せん 同断
同さまた金 同断
同角せん 同断

一五挺

鉄炮 大筒

高九百八拾本之内

鐘

高式百貳拾八領之内

足輕具足

高千六百六拾三之内

鉄砲袋

一貳百八拾六

とうらん

高四万八千八百貳拾三之内

口薬入

一 九百六拾

早合

高四万貳百拾三之内

鉄砲

一 壹穂

弩儀

高五百六拾七張之内

弓

一 八拾六張

袋籠

一 壹懸

数矢

(以下 展示箇所 前頁に掲載)

御天守一重
御天守二重
御天守三重

西ノ御蔵
一 壹万貳千八百八拾壹貫六百目 鉛

内

壹万貳千五百拾貫目ハ 本高
三百七拾壹貫六百目ハ 過
右者御城付之鉛、惣高壹万八千六百
三拾八貫目之内、分テ御当城二被指
置候分ニ而御座候と申候

一 貳千六百七拾九貫三百五拾目 鉛
是も右ノ壹万八千六百三拾八貫目
之内五千百貳拾九貫目、分テ津川
二被指置候内ニ而御座候と申候
右式口之外ハ、津川・岩尾・輕井沢
三ヶ所ニ御座候と申候
一 九百五拾六貫四百目 鉄

内

九百三拾壹貫目ハ 本高
貳拾五貫四百目ハ 過
一 貳百七拾七貫百目 銅

内

貳百五拾貳貫目ハ 本高
拾五貫百目ハ 過
一 五拾八万三千七百四拾九 鉄砲玉
玉惣高九拾万貳百拾四ハ、御天守并
西之御蔵共ニ、但過不足帳面之高九
拾万九千三百八拾二合テ九千六百六拾
六不足、本帳面八拾六万六千二合テ
八三万四千貳百拾四ノ過ト見申候、
已上

延宝貳年

寅ノ三月

(端裏書)「向井新兵衛上ル」

(包紙ウハ書)

「延宝二年寅ノ三月

御城付御兵具點檢之次第
向井新兵衛上ル」



POINT

●延宝二(一六七四)年の三月に書かれたものです。
●若松城に配備されている武器・武具類の点検に関する古文書
です。配置場所ごとに数量・名称等を書き上げています。
●作成者は向井新兵衛(吉重 会津藩士)で、藩に提出・報告し
たものと推定されます。
向井新兵衛は、「会津風土記」「会津旧事雑考」等の編さん
に携わり、藩主保科正之の葬送にも関わりました。軍学にも通
じていたので、藩の兵具類の点検を命じられました。元禄七年
四月二十八日死去。(新兵衛の経歴は『家世実紀』元禄七年四
月廿八日条より)
●若松城の兵具改めは、保科家が会津に入り、城を受け取った
際に行われています(『家世実紀』寛永二十年八月二日条 そ
の時の台帳が「古帳面」「本帳面」か)
この資料が書かれる二年前の暮れに正之が死去し、二代藩主
の正経は、三月に江戸から会津へ下り、猪苗代で正之の葬儀を
済ませた後、若松城に入ります。今回の点検は、おそらく代替
わりに伴うもので、新藩主の在国期間に行われ、翌月五日に
は江戸へ旅立ってゆきました。